北海道告示第10209号

北海道が令和６年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和７年２月13日

北海道知事　　鈴　木　直　道

（保健福祉部所管分　その30）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
１　専門医認定支援事業 新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	次の者のうち、厚生労働大臣が適当と認める者 １　医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院又は診療所の開設者 ２　医療法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者	指導医の派遣等（代替医師雇上及び出張指導）に必要な次に掲げる経費 １　職員基本給 ２　職員諸手当 ３　非常勤職員手当 ４　旅費 ５　諸謝金 ６　社会保険料	２分の１以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第１の２号様式 保福第１の16号様式 保福第１の18号様式 保福第１の20号様式 保福第１の32号様式 別に指示する様式	保福第１の２号様式 保福第１の30号様式 保福第１の31号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部地域医療推進局地域医療課		
２　災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備 災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医	北海道と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関（協定を締結予定の医療機関を含む。）で知事が適当と認めるものの開	１　災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費 ２　緊急車輌（緊急車輌に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費	３分の１以内 寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄	保福第1の２号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。）	保福第1の２号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部地域医療推進局地域医療課		

療業務従事者を派遣する医療機関が、派遣に要する設備を整備するために必要な経費を補助することにより、災害時の医療を確保することを目的として、予算の範囲内で補助する。	設者		付金その他の収入金の控除等を行う。	保福第33号様式 別に指示する様式				
3　健康増進事業費補助金 道民の健康増進に資することを目的に、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき市町村が実施する各種健康増進事業に対し、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市を除く。）	1　健康教育事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 2　健康相談事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 3　健康診査事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、	３分の２以内 （肝炎ウイルス検診の無料検診に係る自己負担相当額分については、10分の10以内） 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第260号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第260号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総合振興局又は振興局（保健行政室又は地域保健室）（旭川市、小樽市及び函館市については、保健福祉部健康安全局地域保健課）	総合振興局長又は振興局長（補助対象者が旭川市、小樽市及び函館市である場合を除く。）	

		使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 なお、陽性者のフォローアップ事業については、事業に必要な旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料に限る。 4　訪問指導事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 5　総合的な保健推進事業の実施に必要な報酬、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費、委託料						
4　令和６年度（2024年度）医療的ケア児等受入施設設備事業 医療的ケア児等が、地域で生活するために必要となる社会活動への参加を促進するため、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス	北海道内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）において、障害児通所支援事業所（当該年度から新たに医療的ケア児等を受け入れる事業所に限る。）を運営する市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、	障害児通所支援事業所において医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備するために必要な設備・備品の購入費(設備・備品の運搬費、設備・備品の設置・据え付け費、工事費を含む。)	２分の１以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第１の２号様式 保福第１の16号様式 保福第１の18号様式 保福第１の20号様式 保福第１の32号様式 別に指示する書類	保福第１の２号様式 保福第１の30号様式 保福第１の31号様式 別に指示する書類	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課		

が、新たに医療的ケア児等を受け入れるために必要な設備・備品を整備する経費の補助を行うことを目的とし、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等							
5　北海道児童養護施設等体制強化事業補助金 児童養護施設等の児童指導員や養育者等直接処遇職員の補助を行う者を雇い上げることにより、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止と児童養護施設等の人材の確保を目的として予算の範囲内において交付する。	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型のうち、里親の居宅又は里親が児童自立生活援助を行う対象者の居宅を除く。）及び小規模住居型児童養育事業を行う事業所を設置・運営する事業者	事業者が当該年度中に補助者に対して支出する報酬、給料及び職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る。）、報償費、共済費とする。	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第１の２号様式 保福第１の16号様式 保福第１の18号様式 保福第１の20号様式 保福第１の32号様式 別に指示する書類	保福第１の２号様式 保福第１の30号様式 保福第１の31号様式 別に指示する書類	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課		
6　ドクターヘリ導入促進事業 救命救急センターにドクターヘリを配備し、救急患者の救命率等の向上、広域救急患者搬送体制の向上を図るため、予算の範囲内で交付する。	知事の要請を受けた病院の開設者が整備、運営する救命救急センターで、厚生労働大臣が適当と認めるもの	1　ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費（航空保険料）） 2　ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 3　ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記に該当するもの。）	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第１の２号様式 保福第１の16号様式 保福第１の18号様式 保福第１の20号様式 保福第１の32号様式 （申請者が市町村の場合を除く。） 保福第234号様式 別に指示する様式	保福第１の２号様式 保福第１の30号様式 保福第１の31号様式 保福第235号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　保健福祉部地域医療推進局地域医療課		

		4　ドクターヘリ運航調整委員会の運営に必要な諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費 5　ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費（職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、社会保険料（非常勤））、委託費（上記経費に該当するもの。）						